

第46回理事会・第22回社員総会 議決

令和5年度

事業計画書

令和5年4月1日から

令和6年3月31日まで

公益社団法人 北之台雅楽アンサンブル

【基本方針】

- (1) 公益目的事業Ⅰ—国内雅楽演奏会等の開催
- (2) 公益目的事業Ⅱ—海外雅楽公演等の開催
- (3) 公益目的事業Ⅲ—教育機関等における雅楽紹介
- (4) 管理・広報部門の充実（法人活動）

【具体的事業】

1. 公益目的事業Ⅰ—国内雅楽演奏会等の開催

① 国内雅楽演奏会

【事業名1：地域における雅楽の振興】

- a. 事業の名称「橘樹官衙遺跡群立柱式雅楽演奏」
- b. 事業の趣旨：地域の催しに参加し、地元で雅楽の振興を深める機会を増やすことを願いとする。
- c. 日 時：令和5年10月上旬予定
- d. 場 所：川崎市史跡公園（国史跡指定）
- e. 対 象：一般
- f. 入場料：無料
- g. 内 容：雅楽演奏（舞楽1曲 20分）
- h. 主 催：川崎市教育委員会

【事業名2：地域における雅楽の振興】

- a. 事業の名称「天神社おたち祭 雅楽奉納」
- b. 事業の趣旨：地域の催しに参加し、地元で雅楽の振興を深める機会を増やすことを願いとする。
- c. 日 時：令和5年10月31日（火）
- d. 場 所：いすみ市長者天神社境内
- e. 対 象：一般
- f. 入場料：無料
- g. 内 容：雅楽演奏（管絃、舞楽 演奏時間30分 演奏2回）
- h. 主 催：いすみ市長者町地域商工会

② 雅楽に関する講演会

【事業名1：第15回「雅楽と国際文化交流」】

- a. 事業の趣旨：国内外の各界の有識者を招聘し、日本文化を中心に多岐に渉るテーマについて講演を行い、国際文化交流を推進すると共に、日本の伝統文化である雅楽の紹介を願いとす。
- b. 日 時：令和 5 年 11 月 11 日（土）14 時半開演
- c. 場 所：紀尾井小ホール（東京都千代田区）
- d. 対 象：一般（250 席）
- e. 入場料：前売り 2,500 円、当日 3,000 円
- f. 内 容：講演と雅楽演奏
 - 第一部 講演・質疑応答
 - 講師：ハンス・トムセン博士
チューリッヒ大学東洋美術史教授
 - 第二部 雅楽演奏
- g. 主 催：公益社団法人北之台雅楽アンサンブル
- h. 後 援：在日スイス大使館
- i. 助 成：公益財団法人日本製鉄文化財団（予定）

2. 公益目的事業Ⅱ—海外雅楽公演等の開催

① 海外雅楽公演及びそれに伴う事業

【事業名 1：2023 欧州雅楽紹介】

- a. 事業の趣旨：喫日協会の招聘を受け、オーストリアにおける雅楽紹介を行うと共に、2025 年に企画しているパリ新現代美術館・ピノーコレクションにおける雅楽公演の事前準備を趣旨とする。
- b. 渡航期間：2023 年 10 月もしくは 11 月に 8 泊 10 日を予定。
- c. 渡航先：オーストリア、フランス、ベルギー
- d. 渡航人数：3 名
- e. 内容：
 - ① 喫日協会会長ブランドル紀子氏より、雅楽紹介の招聘を受け、ウィーン、他都市において舞楽を紹介。音源は CD とす。
 - ② 2025 年開催予定のパリ新現代美術館・ピノーコレクションにおける雅楽公演の事前打ち合わせとして、同事業主催者であるフランソワ・ピノー氏及び関連団体であるジョルジュ・フォレスト財団、パリ日本文化会館、在仏日本大使館等関連団体との会合を行う。

【事業名 2：2023 日本ペルー外交関係樹立 150 周年記念雅楽公演】

- a. 事業の趣旨：日本ペルー外交関係樹立 150 周年に際し、日本の伝統文化である雅楽を紹介し、日本理解並びに両国の友好親善に寄与することを趣旨とする。
- b. 渡航期間：2023 年度内を予定
- c. 渡航先：ペルー国リマ市
- d. 公演日及び会場：公演日は調整中。会場は、日秘劇場及びペルー日本人学校の 2 会場とする。
- e. 対象：一般及び児童・生徒
- f. 内容：雅楽演奏（管絃・舞楽）、楽器紹介 二部構成 120 分（演目未定）
- g. 渡航人数：15 名（楽人 11 名、舞人 1 名、装束師 1 名、運営 2 名）
- h. 現地受入れ機関：在ペルー日本国大使館、国際交流基金ペルー日本文化センター、ペルー日系人協会、ペルー日本人学校
- i. 助成：国際交流基金（6 月申請）

② 海外における教育機関における雅楽演奏会、日本文化体験教室

対象事業はない。

3. 公益目的事業Ⅲ—教育機関等における雅楽紹介

① 雅楽演奏会

対象事業はない。

② 雅楽体験教室

【事業名 1：伝統芸能・洋楽～ふれあい体験事業 千葉県庁委託事業】

- a. 事業の趣旨：当該事業は千葉県環境生活部県民生活・文化課策定の「伝統芸能・洋楽～ふれあい体験事業」実施要項に基づき実施する。千葉県内の小中学校の児童・生徒を対象に、邦楽理解の向上と伝統的音楽文化の普及・振興、並びに邦楽における後継者育成に寄与する。
- b. 日 時：令和 5 年 9 月より令和 6 年 2 月
- c. 場 所：千葉県内小中学校 8 校（千葉県教育委員会推薦）
- d. 内 容：管絃と舞楽演奏及び楽器・舞楽の体験教室等
- e. 参加人員：楽人 11 名、舞人 4 名、スタッフ 8 名 計 23 名

【事業名 2：小中高校における雅楽体験教室】

- a. 事業の趣旨：国内の小中高校の児童・生徒を対象に、雅楽体験教室を

行い、日本の伝統文化への理解を促すことを目的とする。

- b. 日 時：令和 5 年度内
- c. 場 所：関東圏内で 1～2 校を対象とする。
- d. 内 容：管絃と舞楽演奏及び楽器・舞楽の体験教室等
- e. 参加人員：楽人 11 名、舞人 4 名、スタッフ 8 名 計 23 名

③ 雅楽研修会

対象事業はない

4. 管理・広報部門の充実（法人活動）

① 広報活動

- a. Web、情報誌、パンフレット、チラシを媒体とした PR 活動の推進
- b. 賛助会員募集（個人会員）の推進
- c. 年会報（年一回）の作成（賛助会員配布用）

② 事務機能の充実

- a. 定款による事務業務の遂行

以 上